

秋田公立美術大学外国人留学生規程

平成25年4月1日

規程第100号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「本学学則」という。）第58条第2項および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づき、外国人留学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 外国人留学生として入学することができる者は、日本国籍を有しない者で、秋田公立美術大学との協議に基づき単位互換が認められた外国の大学、大学院もしくは短期大学（以下「外国の大学等」という。）に在学する者又は外国の大学等を卒業した者とする。

(入学時期等)

第3条 外国人留学生の受入時期は、学年の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、学期の始めにおいて入学することができる。

(入学志願手続)

第4条 外国人留学生として本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出するとともに、所定の検定料を納付しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書および健康診断書
- (3) 最終学校の成績証明書および卒業（修了）証明書
- (4) 外務省在外交館又は本邦所在の外国公館の発行する身分証明書および依頼状等
- (5) 日本国内に居住する者による身元保証書

(6) 日本語能力検定の成績証明書

(7) 前項に掲げるもののほか、学長が必要と認める書類

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第6条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(授業料等)

第7条 外国人留学生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学修に要する費用は、外国人留学生の負担とする。

3 外国人留学生の授業料、入学料および入学検定料の額ならびにこれらの徴収方法は、秋田公立美術大学学生納付金規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第120号）に定めるところによる。

(履修)

第8条 外国人留学生が履修する授業科目および期間については、本人の申請に基づき学長が定める。

2 外国人留学生が履修した授業科目の履修の認定は、試験又は学修の成果の評価による。

3 学長は、外国人留学生が前項の履修の認定を受けた授業科目についての証明を願い出たときは、履修証明書を交付することができる。

(入学許可の取消し)

第9条 学長は、外国人留学生が本学学則、大学院学則もしくは諸規定（以下「学則等」という。）に違反したときは、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴いて、第6条第2項に規定する許可を取り消すことができ

る。

(学則等の準用)

第10条 外国人留学生については、この規程に定めるもののほか、学則等のうち学生に関する規定を準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

